

中部運輸局自動車交通部

令和8年1月14日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、服部 TEL 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

豊田、三木 TEL 052-351-5312

トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：豊和運輸 有限会社（代表者：利光 直樹）

住 所：愛知県豊橋市明海町5-9

営 業 所：本社営業所（愛知県豊橋市明海町5番地の9）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年1月14日

処分内容：① 車両使用停止処分 221日車

（3両を55日間、1両を56日間の使用停止）

② 文書警告

3. 監査端緒

関係機関から法令違反の疑いがある旨の情報提供を受け監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、中部運輸局長が指定する区域外に営業所を設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号）

（2）認可を受けないで、乗務員の休憩のための施設を設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号）

(3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(4) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(5) 整備管理者の研修を受講させていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)

(6) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(7) 点呼の記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(9) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(10) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(11) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(12) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(13) 運転者に対する指導監督の記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(14) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

(15) 特定の運転者（初任運転者・高齢運転者）に対する運転適性診断（初任診断・適齢診断）を実施していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

(16) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

（貨物自動車運送事業報告規則第2条）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 23点
- ・当該事業者に付された累積違反点数 23点